

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案				現 行			
（貸付けの限度額等） 第5条 資金の貸付けの限度額、据置期間及び償還期限は、次表のとおりとする。				〔同左〕 第5条 〔同左〕			
資金の種類	限度額	据置期間	償還期限	資金の種類	限度額	据置期間	償還期限
事業開始資金 、 結婚資金	〔略〕			事業開始資金 、 結婚資金	〔略〕		
修学資金	1～12 〔略〕 13 専修学校の一般課程に修学する期間中 月額 <u>48,000</u> 円	〔略〕	〔略〕	修学資金	1～12 〔略〕 13 専修学校の一般課程に修学する期間中 月額 <u>46,500</u> 円	〔略〕	〔略〕
就学支度資金	〔略〕			就学支度資金	〔略〕		
（延滞利子） 第18条 区長は、借受者が償還期日（前条の規定により一時償還する場合は、当該一時償還すべき期日とする。以下この条において同じ。）までに支払うべき元利金を支払わなかったときは、当該元利金の額につき年5パーセントの割合をもって、当該償還期日の翌日から支払の日までの日数により計算した延滞利子を徴収する。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。				〔同左〕 第18条 区長は、借受者が償還期日（前条の規定により一時償還する場合は、当該一時償還すべき期日とする。以下この条において同じ。）までに支払うべき元利金を支払わなかったときは、当該元利金の額につき年10.75パーセントの割合をもって、当該償還期日の翌日から支払の日までの日数により計算した延滞利子を徴収する。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。			

付 則

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の第5条の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付けの申請があったものから適用し、施行日前に貸付けの申請があったものについては、なお従前の例による。
- この条例による改正後の第18条の規定は、施行日以後の期間に係る延滞利子の計算について適用し、施行日前の期間に係る延滞利子の計算については、なお従前の例による。